

移民／Immigration

第一章 グローバルイシューとしての移民

移民問題

毎年数億人の人々が暴力や差別、抑圧的政治差別から逃れようとして母国を後にしている。それは雇用の機会を求めたり、家族に再会するといった形をとったりする。政府によっては人が望まない仕事を移民が行い、彼らの進取の精神を通じて経済が活性化され、文化的な差異が付与されるという考え方がある。しかしたいていの場合は移民が住民の職を奪い、文化的に侵食し、民族間紛争を引き起こし、社会福祉の高負担をもたらすとして、これを脅威とみなす。

（マイロン・ウェイナー『移民と難民の国際政治』内藤嘉昭訳、明石書店、1999年）

移民とは

暴力や迫害から逃れようとする人々、職を見つけようとする人々、あるいは自身や家族の生活を向上させようとする人々

※移民、国外居住者、外国人労働者、不法入国者、移住証明無所持者、難民、そして庇護希望者のように用語により微妙に意味合いが異なる。ここでは移民を上記のものとして定義する。

受け入れ国の人々の反応

多くの国では軍隊や戦車によるのではなく、移民によって国家が侵略を受けるのではないか、という不安がもたれるようになった。移民は職を奪い、領土を占領し、福祉制度に寄りかかり、生活や環境を脅かし、国家組織さえも脅かしかねないと移民反対派の人々は考える。

根本的問題

移民・難民問題をめぐる議論の大半に存在するのは移住が国家主権の問題とみなされる一方で広く人権問題ともみなされるという、基本的な道義矛盾である。**国連世界人権宣言とヘルシンキ協定では普遍的な移住権を保障している。ただし、誰に入国を許可し誰に市民権を与えるかを決定する権利は各政府にあるという点ですべての政府と国際機関は合意している。**一方で入国を求めるものの権利と申請とから基本的な道義問題が提起され、また他方でも自国の治安や経済的繁栄、政治的安定、文化的アイデンティティーの脅威と目されるものから自分たちを守り、国境を管理するという政府と国民による懸念が提起され、この両者が対立するというものである。

二つの両極の考え方

道義的問題をめぐり、世界的な人権を強調する人々と国民や先住民の利益を優先する人々で摩擦が発生している。1つの極としていえるのがすべての移民の排斥を要求する、現実的にヨーロッパのどの国にもみられる右翼政党である。このグループでは庇護希望者を阻止し、移民とその子供たちに市民権を与えることを拒否し、不快な生活に陥れて移民が出征国に帰らざる得ないように試みる。もう一つの極は人権活動家である。彼らは庇護希望者はすべて入国を許可して要求を聞き入れ、不法移民にも福祉国家の権利を与えて最終的に市民の権利を与えることを目指す。また、人権を侵害されている人は世界中誰であろうとも庇護を受ける権利を有すると主張する。この二つの極の中で道義的に板挟みになっているのが政府である。つまり、職や相応の収入を希求したり、迫害や差別から逃れて他国からやってくる人々に、自国民に許容される負担内でいかに適切に対応するか、この点を巡り、政府は苦悩するのである。

受け入れるには

移民を受け入れる社会の許容量と政治形態は、ほぼ三つの要素によって決定される。①移民を受け入れようとする社会の意思②労働市場の構造③移民による社会への関与¹の3つである。

入国管理の2つのモデル

- ①アメリカ・日本型：初めに在留資格を与える、入国時点で規制
- ②大陸ヨーロッパ型：滞在許可制度、入国後の対内規制

移民に対する2つの考え方

- ①大陸型・ドイツ・日本：移民は一時的なもの Cf. (独) ゲストワーカーモデル²
- ②アメリカ・イギリス：定住制

¹ 移民による社会の関与とは…移民が社会にイノベーションを与えることができるかどうか、高度な技術を持った外国人を雇用することで経済成長につながるか、など

² 労働力として外国人の出稼ぎ労働者を受け入れるシステム。日本はゲストワーカーモデルを取っていない。

外国人住民に参政権を与えた初めての国としてスウェーデンがある。多くの国では外国人に参政権を与えることは国民の反対をうける。また、移民は学校教育を受けていない低所得者が多いので政治的関心が薄く、政治に参加しないことが多い。しかしながらスウェーデンでは1965年に刊行された入国管理者向けのハンドブックにおいて、「政治活動がスウェーデンの利害に合致しない場合、政治的追放や滞在許可の延長取り消しもありうる」、という記載とともに「スウェーデンの法律は、外国人が政治に携わることを禁じていない。原則として外国人もスウェーデンの国民と同一の政治活動への権利を享受する」とし、外国人の地方参政権を認めた。

しかしながらスウェーデンのような国とドイツのような国では重要な違いがある。選挙制度改革を行い、積極的に移民に参政権を与えた北欧諸国、オランダ、イギリスはいずれも、ほとんどの移民が残留すること、そして彼らは一時的な労働者ではなく、文字通りの「移民」であることを認め、永住を前提としてこのような政策をとった。一方、旧西ドイツや、オーストリア、ベルギー、スイスといったいくつかの国はこの事実を認めていない。これらの国で政策が言及される場合、多くの外国人住民は出身国にいずれ戻るであろうと、そして統合が低いレベルにあるのは移民の側に関心がないことが大きいと述べられるのである。しかし、これらの国にいる外国人のほとんどはすでにこの一時的な状況にはない。旧西ドイツやスイスはこの事実を、外国人労働者への永住許可を次第に多く発行し、それにより彼らを永住市民とすることで暗黙のうちに認めているのである。

移民政策の4つの類型

- ①大陸ヨーロッパ、コーポラティスト型：ドイツ、ベルギー、オーストリア、スイス
- ②北欧諸国・普遍主義型：スウェーデン、ノルウェー
- ③植民地宗主国型：イギリス、フランス、オランダ
- ④南欧諸国型・後発諸国型：イタリア、スペイン、ポルトガル

①大陸ヨーロッパ、コーポラティスト型：ドイツ、ベルギー、オーストリア、スイス

労働市場中心の福祉国家レジーム（就労記録に基づき、社会保障が受けられる社会保険制度、労働市場規制、労基の強い影響力に守られた国内労働者）をもつ。労働組合がよそ者を嫌うギルドやツunft的歴史をもつ。国家による移民労働力の確保・管理と国内労働市場の保護という二つのアンビバレントな利害が移民政策形成当初から現在まで強く残る。

ゲストワーカー制度（定住させない）を積極的に利用している。

②北欧諸国・普遍主義型：スウェーデン、ノルウェー

大陸ヨーロッパ、コーポラティスト型と同じように労働運動が影響力を持つが民族的な理念が弱くナショナリズムに傾かなかった。入国管理は厳しいが定住外国人に対しては滞在資格の安定化、完全な平等主義に基づくリベラルな方向姿勢を堅持。ゲストワーカーモデルは不在せず。

③植民地宗主国型：イギリス、フランス、オランダ

歴史的に植民地、旧植民地からの人の移動が多く、移民に対する規制が弱い傾向、制作側も規制への強い政治的動機を欠く。移民の定住を抑止する力や意識が弱い、逆に促進的・同化主義的な統合理念（市民化を目指すなど）をもつ。

④南欧諸国型・後発諸国型：イタリア、スペイン、ポルトガルなど

イタリア、スペインなどの入国管理法制定や難民受け入れ制度の整備はEUやシェンゲン条約など「外圧」に引きずられる形で進行してきた。南欧諸国では世論からの圧力は弱く、労働組合もむしろ移民労働者支援に傾く市民化をめざすというよりも、多文化主義的施策であるといえる。定住者政策は、遅く不十分な様子が目立つ。

※決断を下すものにはマックスウェーバーが指摘するように2種類の倫理を区別することが必要であろう。すなわち、絶対的理想を追う究極としての倫理（心情倫理）と、理想には及ばないが政治的指導者の決断を要求する責任倫理の二つである。政策立案者は政策が抽象的な意味での道義であるかどうかを単に考慮するだけでなく、道義的に望ましい目標が達成される合理的可能性があるかも考慮しなければならない。行為における道義性はあるべき結果を持って判断すべきであって、意図によってではない。善意が道義的政策を選択する十分な根拠にならないのである。これは善意から発生した多くの政策が劣悪な結果を生じていることから明らかである。例えば人々が望ましい結果を求めて危険を冒すような政策（航海に耐ええない船で国から逃亡する結果となる政策など）は、道義的に不健全なものであるといえよう。

参考文献

マイロン・ウェイナー『移民と難民の国際政治』内藤嘉昭訳、明石書店、1999年

増谷秀樹『移民・難民・外国人労働者と多文化共生—日本とドイツ/歴史と現状—』有志舎、2009年

第二章 日本の移民政策

1. 日本の移民政策の現状

日本で就労するためには、就労可能な在留資格または帰化による国籍取得が必要である。国籍を取得するということは国籍上の日本人になるということであり、税金の納付などが義務付けられるが、在留資格に基づいて就労する場合は国籍を移転する必要はない。

(ア) ビザについて

ビザとは別名査証とも呼ばれ、自国民以外の人を持つ旅券が有効であり、その人物が入国しても問題ないことを示す証書である。

- 申請 : 原則として、申請人の居住地又は旅券発給国（地域）を管轄する日本国大使館又は総領事館において、申請人本人が行う。
- 必要な期間 : 5 業務日
- 有効回数・期限 : 1 回限り。発給の翌日から 3 ヶ月間
- 手数料 : 3000 円～7000 円程度

(a) 短期滞在

日本に渡航する場合、観光、商用、知人・親族訪問等 90 日以内の滞在で報酬を得る活動をしていない場合、ビザが必要な国と必要でない国が分かれる。

ビザが必要な国・地域→中国、ロシア・CIS 諸国³・ジョージア、フィリピン、その他の国・地域
ビザが必要でない国・地域→インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、韓国、台湾、香港、米国、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、英国など指定された 67 の地域

(b) 就労・長期滞在

日本国内において報酬を得て仕事をするときや、日本国内に 90 日以上滞在するときなど短期滞在の要件に該当しない場合、基本的にビザが必要である。ただし、就労や長期滞在目的で日本に在留する外国人が、日本出国前に法務省(地方 入国管理局)において、再入国許可を受けた場合又はみなし再入国許可により出国した場合は、再入国に当たり、通常必要とされるビザが免除される。

(c) 医療滞在ビザ

日本で医療を受けるために訪日する外国人及び同伴者に発行されるビザのことである。

(d) 外交・公用旅券所持者に対する外交・公用ビザ免除 日本は 33 の国の外交・公用旅券所持者にはビザの免除を行っている。

³ CIS 諸国とは独立国家共同体を指し、ここではアゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバを指す。

(イ) 在留資格

ビザをはじめて日本に入国した時に空港や港で入国管理官に提出、上陸の審査を受けた上でそのビザの内容に応じた在留資格が与えられる。在留資格によって、日本国内で行える業務は異なったものとなる。在留資格は出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)によって定められており、以下の 27 個ある。

- 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育
技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動⁴
 短期滞在 留学 研修 家族滞在 特定活動
 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者

2014年12月末現在 在留資格別 外国人在留者数(人)



⁴ 一般に高度外国人材と一括りにされるものが、上記の下線部「外交～文化活動」。また例えば米国のように世界最高水準の教育・研究機関や、起業し易さ、外国人の住み易さ／受け入れ環境（言語も含む）が整う国に比べて、日本は高度外国人材にとって（比較的）魅力の乏しい国であり、政府は当人材の確保に積極的な一方で、獲得数は少ない。これには移民の受入れにネガティブな日本政府の方針（及び文化?）も背景としてあるだろう。

(ウ) 永住者・特別永住者・定住者について

上記のいずれも

・**永住者**とは、在留資格を有する外国人が法務大臣に許可を得たものを指す。永住者になるためには、以下の要件を満たさなければならない。



1 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

2 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること 日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

3 その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き**10年以上本邦に在留**していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

・特別永住者とは、

第二次世界大戦前から日本に居住するようになり、日本国との平和条約の発行により日本国籍を離脱し、終戦後も引き続き居住している朝鮮半島出身者及びその子孫の方々を指す。

・定住者とは

①告示で定められているものまたは②法務大臣がココの外国人について特別な理由を考慮して居住を認めるもののことを指す。①は具体的には日系人やその配偶者、定住者の実施、日本人や永住者の配偶者の実施などが当たる。②は日本人や永住者と離婚または死別後、引き続き在留を希望するものなどが当たる。

(エ) 技能実習

技能実習の制度趣旨としては「我が国の企業との雇用関係の下で、より実践的な技能・技術・知識を修得することにより、これらの技能等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること」である。

工業や農業などの分野で最長3年間の期間、技能実習生が雇用関係のもと、技術の修得・習熟をする制度である。

2014年、政府はオリンピックや東北の復興事業などで不足する建設業の人出を賄うために、すで

に日本にいる外国人技能実習生の期限を長くすることとした。具体的には日本で3年間の「技能実習」を終えた人に、継続して滞在する場合には2年間、いったん帰国した人の場合にも再入国を認め、帰国して1年以上が経過している人には3年間の滞在も認めるというもので、「特定活動」という特別の在留資格を2020年まで認めるという制度を作成した。しかし、河野太郎法務副大臣はこの技能実習という在留資格は期限付きの単純労働者の隠れ蓑になっていると指摘する。

(オ) 留学

留学とは、日本の大学や高校、中学校、小学校などで教育を受ける場合に得られる在留資格のことである。期間は該当する教育機関による。留学生在がアルバイトを行うときは、資格外活動許可が必要である。留学生については、一般的に、アルバイト先が風俗営業又は風俗関係営業が含まれている営業所に係る場所でないことを条件に、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられる(当該教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内)。外国人留学生のアルバイトは最低賃金程度の時給で働かされることや賃金未払いもある。また、週に28時間以上働かせている場所や不法就労斡旋する学校など、まだまだ環境面の整備が足りていない。

(カ) 単純労働力としての外国人労働者受入れ

現在日本では出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格には、単純労働力としての外国人労働者は記載がない。また、高度な技術を持つ外国人労働者の受け入れは積極的に行っているが、未だにその数は少ない。よって、現行の制度では、単純労働力としての渡航を認めることはない。また、留学生であった外国人をそのままアルバイトで雇おうとしても在留資格の期限が切れてしまうため、帰国せざるを得ないこととなる。

(キ) 日本における外国人労働者

① 国籍

国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格をいう。日本では、国籍法(昭和25年法律第147号)において、日本国籍の取得及び喪失の原因を定めている。国籍がなければ、結婚や就職ができないことがある。結婚できなければ事実婚のような状態になり、法的なサービスを受けることができない。また、公務員など政府系の仕事に関しては就職できないことがほとんどである。加えて、国籍がなければ投票することはできない。通常国籍を得るためには出生、認知、帰化の3つの方法がある。その中で、日本人の間に生まれていない外国人労働者は帰化して国籍を得る必要がある。帰化とは、日本国籍の取得を希望する外国人からの意思表示に対して、法務大臣の許可によって、日本の国籍を与える制度である。

② 帰化

日本では帰化するに当たり、3つの方法がある。それは普通帰化、簡易帰化、大帰化である。すべての帰化について、国籍法第4条が適用される。

第四条 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

○普通帰化

普通帰化は国籍法第 5 条に定められる帰化の方法である。

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
 - 二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
 - 三 素行が善良であること。
 - 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
 - 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
 - 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。
- 2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

1 項の要件を満たし、法務大臣の許可を得たものと 2 項に当てはまるものが普通帰化することができる。 また、日本語の読み書きなども規定されていませんが要件とされているようです。

○簡易帰化⁵

簡易帰化とは、国籍法大 6 条から 8 条に定められる帰化の方法であり、普通帰化よりも要件が緩和されている。

第六条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民であつた者の子(養子を除く。)で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの
- 二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母(養父母を除く。)が日本で生まれたもの
- 三 引き続き十年以上日本に居所を有する者

第七条 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民は配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

第八条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民の子(養子を除く。)で日本に住所を有するもの
- 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であつたもの
- 三 日本の国籍を失つた者(日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。)で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

⁵ 簡単に言ってしまうと、本人が血縁関係、地縁関係その他、なんらかの意味で普通の場合よりも日本国と密接な関係のある場合には、帰化の許可条件が緩和または免除される、というものの。

○大帰化

大帰化とは国籍法第9条に定められる帰化方法であり、日本に特別の功労のあった外国人について、法務大臣が国会の承認を得て帰化を許可する制度である。5～8条に定められる方法によって帰化することができないもしくはしないことが前提条件としてあげられる。

第九条 日本に特別の功労のある外国人については、法務大臣は、第五条第一項の規定にかかわらず、国会の承認を得て、その帰化を許可することができる。

(ク) 帰化と同化

帰化には同化の議論が不可欠である。帰化をするということは国籍を得るということである。帰化をするということは日本に同化し、日本人としてのアイデンティティを身につけよということだと主張する人もいる。そして、アイデンティティを身につけないため国籍が与えられないならば、国籍ではない方法で在住外国人に国民としての権利を付与せよと主張する。また、その立場に反対する人々は国籍がなければ参政権がなく、帰化し国籍を得たいなら同化せよとする。確かに歴史的に日本は朝鮮半島の人々に対して日本の文化や名前を押し付けたこともあった。しかし、その行為は決して正しいことではなく、許されるはずもない。では、本当に帰化とは同化を前提とした議論だろうか。帰化とは本来国籍を得る行為であり、同化を前提としたものではない。確かに現在でも日本語の読み書きなどが一定のレベルに達していないと認められないこともあるが、それは生活する上で最低限必要となるものである。国家とは単一の民族が住むことを前提としている訳ではなく、日本国籍を持っていても、別の民族・文化・宗教を持つことは許されてもよいはずである。現在の日本では帰化する際に日本名に変えることはせず、民族名で帰化が可能となっている。

2. 納税義務

憲法により、国民は納税の義務があるとされる。しかし、納税義務者を規定する役割を持つのは個々の法律である。

日本国憲法30条 国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

数ある税についての法の中で、所得税法と消費税法を掲げる。

(ア) 所得税法

所得税法は所得税の納税義務者を居住者、非居住者、内国法人、外国法人に分ける。つまり、個人については居住者か非居住者かで所得税の納税有無が変わる。

所得税法は居住者と非居住者を以下のように区別する。「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「住所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定している。

○非居住者

日本国内で生じた所得に限って、課税される。

○居住者

▷非永住者以外の居住者

所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して課税される。永住者である居住者などがこれに当たる。

▷非永住者⁶

国内において生じた所得(国内源泉所得)と、これ以外の所得(国外源泉所得)で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものに対して課税される。

(イ) 消費税法

消費税法は限定的に非居住者の免税を許可している。

①非居住者に関して、②国の許可を得た免税店において、③通常生活の用に供される物品を④規定の販売方法で売る場合であれば免税される。

①非居住者

外国人の場合、非居住者として扱われる。

しかし、日本国内にある事務所に勤務する者や日本に入国後6ヶ月経過した者などは居住者として扱われる。

日本人の場合、原則居住者として扱われる。海外での滞在者や勤務などを行っている場合非居住者として扱われる。

②免税店

一般型輸出物品販売場許可申請を許可された店のみ免税店となる。

③通常生活の用に供される物品

非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は、免税販売対象外になる。

④所定の手続き

旅券の提示や誓約書などの手続きを踏む場合などが定められる。

3. 日本の移民政策の今後

(ア) 日本政府の方針

ロイター通信によると、自民党の特命委員会は介護・観光・農業など労働力不足が予想される分野で、外国人を労働力として受け入れるよう政府に提言した。2016/4/26

[東京 26日 ロイター] 自民党の労働力確保に関する特命委員会は26日、人手不足のため労働力が必要な分野で外国人労働者の受け入れを進めるべきなどとする提言の原案について議論した。今後、一部に修正を加え、連休明けに取りまとめる。

「共生の時代に向けた外国人労働者受け入れの基本的考え方(案)」と題した提言は、介護、農業、旅館などを対象に在留期間を当面5年間に限って外国人を受け入れ、「現在の外国人労働者数(90万8000人)を倍増しても対応できる制度を構築すべき」としている。

移民政策ではないことを明記したが、木村義雄委員長は「移民」について「入国の時から永住を許可されて入国する人」と定義すると述べた。会合では出席した議員から、技術革新が進むと必要な労働力が減り、日本人の失業問題を考えなければならない可能性もある、と外国人受け入れに反対する意見や、「5年と期間を限っても居続ける人が出てきた場合、帰ってくれと言えるのか」などの意見が出された。これまで明確な定義がないままに「外国人労働者の受け入れに消極的な意味合い」で使われてきた「単純労働者」という用語については、「この用語を用いずに考え方の整理をしていくべき」とした。技能実習制度は制度として継続することが適当だと指摘。また、外国人の日本社会への定着に関しては「外国人労働者が地域に受け入れられ、自治体ともスムーズな関係を持つために必要な計画や

⁶ 居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下である個人

施策について検討を進める」としている。これまでの政府の基本的考え方は、専門的・技術的分野の労働者については積極的に受け入れ、いわゆる単純労働者の受け入れについては十分慎重に対応するというものだった。(宮崎亜巳)

(イ) 日本における移民に対する反発

①雇用の圧迫

一般的に移民を受け入れると、国民の雇用が圧迫されると言われている。イギリスの事例では、2005年から2010年まで、EU域外からの移民労働者によって国内労働者の雇用16万人分が代替されたと推計している。ただし、5年を超えて国内に滞在する移民労働者についてはこの関係は観察されなかったという。

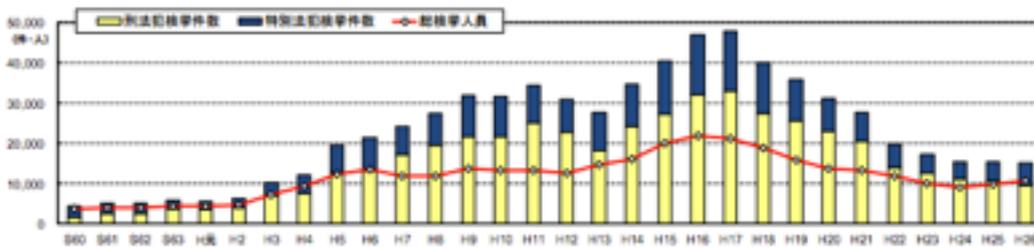
独立行政法人 労働政策研究・研修機構「移民流入により国内労働者の雇用が減少—政府諮問機関レポート」

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_3/england_04.html

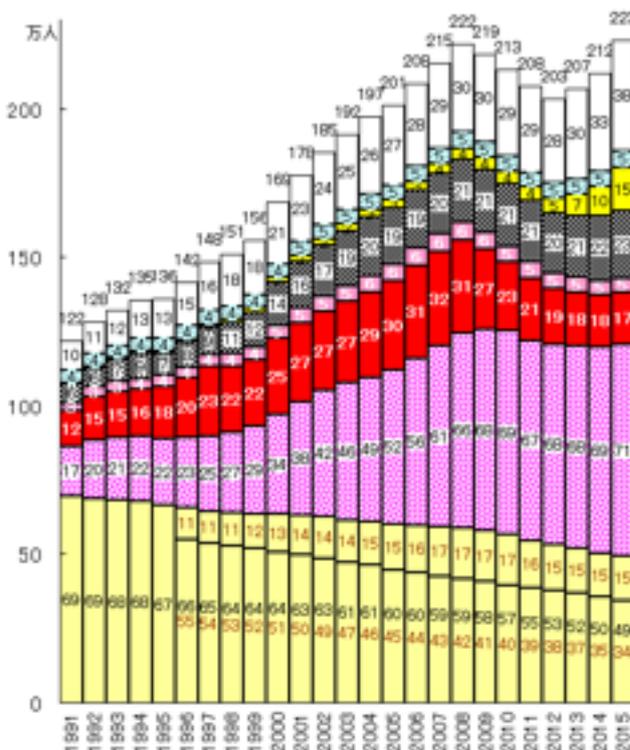
②外国人犯罪率

移民を受け入れると、犯罪率が高まると言われる。しかし、日本においては在留外国人が増加しているにも関わらず、来日外国人の検挙は減少している。

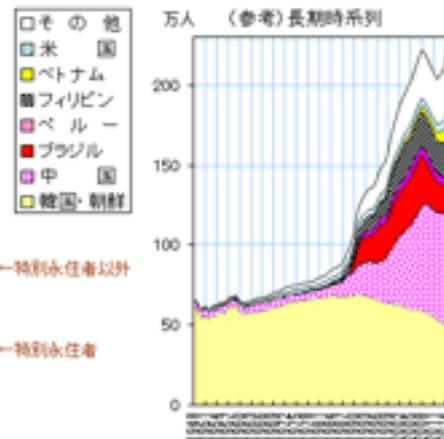
来日外国人の総検挙状況の推移



在留外国人(登録外国人)数の推移(毎年末現在)



単位人	1995年末	2015年末	増減数	倍率
総数	1,362,371	2,232,189	869,818	1.6
韓国・朝鮮	666,376	491,711	-174,665	0.7
中国	222,991	714,570	491,579	3.2
ブラジル	176,440	173,437	-3,003	1.0
ペルー	36,269	47,721	11,452	1.3
フィリピン	74,297	229,595	155,298	3.1
ベトナム	9,099	148,956	139,857	16.2
米国	43,198	52,271	9,073	1.2
その他	133,701	375,928	242,227	2.8



(注) 中国には台湾を含む
(資料) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

第三章 論点

近年、日本では外国人受入れに注目が集まっています。その背景には、少子高齢化と経済のグローバル化があります。少子高齢化は人口規模の縮小と65歳以下の生産年齢人口の減少を招くことから、経済社会を支える労働力の確保は重要な政策課題となっています。また、経済のグローバル化が進んだことを背景に、各国ではイノベーション、ビジネスの創造の源泉となる高度な技能を有する人材の獲得競争を戦略的に行っています。多様な能力、価値観、発想力を持った人材を確保するというダイバーシティの観点が重要視されるようになってきていることも、この激化する人材獲得競争と関連しています。

しかし外国人受入を肯定する意見がある一方で、外国人受入、特に単純労働者の受入には慎重になるべきであるとの意見は根強くあります。これは、外国人受入が自国労働者の賃金率の低下や雇用機会の減少を招くこと、治安が悪化すること、外国人は社会保険料の担い手ではなく、社会福祉の受け手になってしまい、財政を悪化させることなどが懸念されているからです。

(※以下仮設定)

そこで、日本政府は深刻な人手不足が懸念される仕事（介護、建設、農業、飲食、運送）に限って、単純労働に有期⁷の就労ビザを与えようと法案をまとめています。但し、将来的に単純労働者としての移民に永住権を取得されては、現在世界各地で起こっている移民問題⁸が生じてしまいませぬ。そのため、日本政府は永住権の要件の一つ（「独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること」）の解釈を厳格化及び明文化し、一般的な外国人単純労働者には到達し得ない年収に基準を設定する⁹ことも法案に織り込み済みです。

では、国際労働機関（ILO）¹⁰の職員としてあなたは、日本が行おうとする本案を容認すべきでしょうか。¹¹

⁷ 有期の期間は、高度外国人材制度と同様に扱う。1年／3年／5年のいずれか。更新の制限はなし。

⁸ **永住権**を取得すれば、**就労職務の限定から解放**されるだけでなく、**配偶者や子**を永住者として呼び寄せることも可能になる。（但し外国人であることは変わらないため、入国管理法第24条の要件（13page記載）を満たせば、退去強制は有り得る。だが出生国籍を棄てる覚悟があるのなら、現行法上永住者が帰化することは容易。）そして膨大な数の移民労働者が永住権を仮に取得すれば、移民のコミュニティが形成され欧米社会のように、移民による犯罪率の増加や社会保障費の増大、雇用機会の奪取によって、国内が二分する可能性は非常に高い。

⁹ これまでの判例では独身者では330万円以上、夫婦で400万円以上で、**永住権の経済的な要件**を満たしてきた。また、例えば単純労働の一つである介護に従事する者の年収は一般的に250～400万円である。そのため、**経済的要件を婚姻の有無に関わらず一人当たり500万に設定すれば、事実上外国人単純労働者が永住権を獲得することはできない。**

¹⁰ 国際労働機関／International Labour Organization／ILO）は、1919年に創設された世界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする国連最初の専門機関。本部はジュネーブ。加盟国は187カ国。

¹¹ 本論点の趣旨は、「**移民労働者受入れ国が自国を守るために、移民に制限をかけることはどこまでなら正当な範囲内か**」を問うことにあります。つまり、今回お集りの皆様方にはILOの職員として、**受入れ国の国益／Nationalism と移民の権利／Globalism（受入れ国の国際的責任）の適正バランス**を考えていただきます。

第四章 論拠としての補足資料

・現在認められている就労ビザ 外務省のホームページより抜粋

教授 (例：大学教授、助教授、助手など)
芸術 (例：作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、写真家など)
宗教 (例：僧侶、司教、宣教師等の宗教家など)
報道 (例：新聞記者、雑誌記者、編集者、報道カメラマン、アナウンサーなど)
経営・管理 (例：会社社長、役員など)
法律・会計業務 (例：日本の資格を有する弁護士、司法書士、公認会計士、税理士など)
医療 (例：日本の資格を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師など)
研究 (例：研究所等の研究員、調査員など)
教育 (例：小・中・高校の教員など)
技術・人文知識・国際業務
(例：理工系技術者、IT技術者、外国語教師、通訳、コピーライター、デザイナーなど)
企業内転勤 (例：同一企業の日本支店(本店)に転勤する者など)
興行 (例：演奏家、俳優、歌手、ダンサー、スポーツ選手、モデルなど)
技能 (例：外国料理の調理師、調教師、パイロット、スポーツ・トレーナー、ソムリエなど)

→ 一般に高度外国人材と言われるように、本国の利益に貢献するような優れた能力を有する者に限定されている。

・外国人住民に係る住民基本台帳制度 総務省のホームページより抜粋

我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市区町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。そこで、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るための、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日に施行されました。本法律の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、翌年平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)及び住民基本台帳カード(住基カード)についても運用が開始されました。

基本的な考え方としては、観光などの短期滞在者等を除いた、適法に3か月を超えて在留する外国人であって住所を有する者が対象者となります。

→ 住民基本台帳法の適用対象になるということは、基礎的な行政サービスを受けられることを意味しており、例えば健康保険にも自動加入されます。

健康保険法 第五条(被保険者)

市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

・退去強制事由 入管法第24条¹² 抜粋

1号不 不法入国者

- ・有効な旅券を所持しない外国人が入国した場合

2号の3 不法残留者

- ・在留資格取消制度により在留資格を取り消され出国期間の指定を受けた者で、期間内に出国せず不法に残留するもの

在留資格取消制度 入管法第22条4項¹³ 抜粋

1. 在留資格の取消しとは、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度です。

2. 在留資格を取り消す場合は、入管法の第22条の4第1項に規定されており、法務大臣は、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、外国人が現に有する在留資格を取り消すことができます。

(1) 偽りその他不正の手段により、上陸拒否事由該当性に関する入国審査官の判断を誤らせて上陸許可の証印等を受けた場合。

(2) 偽りその他不正の手段により、本邦で行おうとする活動を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合。例えば、本邦で単純労働を行おうとする者が「技術」の在留資格に該当する活動を行う旨申告した場合などが本号による取消しの対象となります。

(3) 申請人が本邦で行おうとする活動以外の事実を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合。例えば、申請人が自身の経歴を偽った場合などが本号による取消しの対象となります。

(4) (1)から(3)までに該当する以外の場合で、虚偽の書類を提出して上陸許可の証印等を受けた場合。本号においては、偽りその他不正の手段によることは要件となっておらず、申請者に故意があることは要しません。

(6) 入管法別表第1の上欄の在留資格(注)をもって在留する者が、当該在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合(ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除きます。)。

(8) 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、法務大臣に住居地の届出をしない場合(ただし、届出をしないことにつき正当な理由ある場合を除きます。)

(10) 中長期在留者が、法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合。

3. 在留資格の取消しをしようとする場合には、入国審査官が、在留資格の取消しの対象となる外国人から意見を聴取することとされており、当該外国人は、意見の聴取に当たって意見を述べ、証拠を提出し、又は資料の閲覧を求めることができます。

4. 在留資格が取り消されることとなった場合であって、上記1の(1)又は(2)に該当するときは、直ちに退去強制の対象となります。

5. 一方で、上記1の(3)から(10)までに該当するときは、30日を上限として出国のために必要な期間が指定され、当該期間内に自主的に出国することになります。

6. 指定された期間内に出国しなかった場合は、退去強制の対象となるほか、刑事罰の対象となります。

¹² ウェブサイト「法庫」入国管理法第24条 より

¹³ 入国管理局ホームページ 在留資格の取消 より

3号 偽変造虚偽文書行使等

- ・他の外国人に不正に在留資格認定証明書、上陸許可の証印、上陸特別許可、上陸の特例による許可、在留特別許可等を受けさせる目的で偽変造文書を作成・提供等した者
- ・「文書、図面」には、旅券、乗員手帳、在留資格認定証明書、経歴を証明する文書、出生証明書、卒業証明書、在職証明書、戸籍謄本、住民票の写し、収入・納税を証する文書等が含まれます。

3号の2 公衆等脅迫目的に犯罪行為等

- ・テロ行為、テロの予備行為又はテロを容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定するもの

3号の4 不法就労助長行為、教唆、幫助

- イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせること
- ロ 外国人に不法就労活動をさせるために自己の支配下に置くこと
- ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為関しあつせんすること

3号の5 在留カード等の偽変造等の行為

- ・行使の目的で、在留カード等を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造した在留カード等を提供し、收受し、若しくは所持すること
- ・実行行為者であるか教唆者又は幫助者であるかは問わない。刑罰の有無は関係ない。

4号

イ 専従資格外活動者

- ・資格外活動を受けることなく在留資格外の活動として就労活動を専ら行っていると明らかに認められるもの

チ 麻薬関係法違反者

- ・麻薬、大麻、覚せい剤等に係る取締法令違反により有罪の判決を受けた者
- 「有罪の判決を受けた」には、刑の免除を含む有罪判決を受けた全ての者が該当し、執行猶予の言渡しを受けた者も含まれます。

リ 刑罰法令違反者（二からチを除く）

- ・刑罰法令違反者のうち、無期又は1年を超える懲役又は禁固の実刑に処せられた者
- ・執行猶予が取り消された者については、退去強制事由には該当しない。

ヌ 売春関係者・売春関係業務従事者

- ・司法手続に基づき有罪判決を受けたことは必要でなく（逮捕も必要ない）、売春業務に関係したと入国管理局によって認定されるだけで足りる。

ル 法入国幫助者・不法上陸幫助者

ワ 暴力主義的破壊活動者

- ①公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

- ②公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

- ③工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

カ 暴力主義的破壊活動者

- ・目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図面を作成し、頒布し、又は展示した者

・技能実習制度

1. 制度趣旨 厚生労働省ウェブサイト： 国際協力 技能実習制度

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。技能実習制度は、外国人が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する制度で、平成5年に創設されました。

2. 現状 法務省ウェブサイト 「技能実習制度の現状」2015年度

- ・実習生数 192,655名
- ・実習生国籍比率
中国 46.2% ベトナム 29.9% フィリピン 9.2% インドネシア 7.9% タイ 3.2%
- ・仕事内容 全体で74職種
受入れ数の多い職種
1. 機会・金属関係 12,720名 2. 繊維・衣服関係 9,337名 3. 建設関係 8,339名
- ・実習実施機関 従業員数
10人未満 50.9% 10～19人 15.5% 20～49人 15.3%
50～99人 9.3% 100～299人 6.5% 300人以上 2.4%

3. 技能実習制度の介護分野への導入案について 淑徳大学教授 結城康博 2015/6/5 NHK ONLINE 解説アーカイブス 論点「外国人介護士の受け入れ拡大」

昨今、深刻化をます介護人材不足を補う策として、外国人介護士の受け入れの議論が活発化しています。特に注目されるのが、外国人が働きながら日本の技能を学ぶ「技能実習制度」の介護分野への導入策です。政府は、対象となる職種を介護にも広める方針で、今国会で法案が成立すれば、来年度から、新システムで外国人介護士が現場で働くこととなります。

今日は、深刻化する介護の人手不足の問題、そして、外国人材の活用策について考えます。福祉人材センター・バンクによると、介護施設の有効求人倍率は深刻で、今年1月のデータでは介護施設の有効求人倍率は2.69倍。過去5年、全般的な雇用情勢が改善している中でも、介護分野に限っては、慢性的な人材不足が続いています。今後、人材不足はさらに深刻化し、団塊の世代が大量に75歳となる2025年になると、現行のまま介護士を増やしていても、明らかに30万人の介護士不足が生じると言われています。そこで議論されているのが、外国人介護人材の導入です。

これまで外国人介護士においては、経済連携協定の枠組みによって、インドネシア、フィリピン、ベトナムから、約1500名の介護士をめざす研修生を介護現場で受け入れています。施設で4年間働きながら、介護の知識と技術を身につけ、介護福祉士の国家試験に合格すれば、実質的に制限なしに働き続けることができるというものです。しかし、この枠組みの目的は、あくまでも人材交流であり、人材不足を補う制度ではありません。現状では、外国人介護士が飛躍的に増加することは見込めません。

そこで、今回、政府が決めたのが外国人技能実習制度の介護分野への拡充です。政府のデータによると、2012年末時点で技能実習生の数は15万人超にのぼり、この年約6万8,000人が新規に入学してい

ます。その多くは、農業や機械・金属、繊維・衣服といった職種で単純労働に従事しているとみられます。この制度は、外国人が日本で多様な技能を学ぶ研修という名目ながら、日本人がつきたがらなかつたり、人手不足だったりする労働分野の補完として機能しているのが実態です。しかも、劣悪な環境と低賃金で外国人労働者を都合よく利用しているとして、アメリカの国務省から「強制労働」だと批判されたこともあります。今国会で審議される法案では、期間を現行の最長3年から5年に延ばすほか、実習生の保護、受け入れ団体や企業を指導・監視する組織を新たに作る策を盛りこみ、トラブルを未然に防ぐとしています。

しかし、この施策には多くの懸念が残ります。まずは挙げられるのは、実習生を送り出す側における、仲介・斡旋のシステムです。技能実習生らの一部には、送り出し側の斡旋会社に多額の資金を支払うため、借金を背負って来日する者も少なくありません。斡旋会社は、事務の諸手続きや日本語教育、実習生を受け入れる日本の企業・団体との調整を負うことを名目に、技能実習生から本来、必要のない費用を徴収していることも否定できません。以前から問題視されていることですが、指導・監督が徹底できないために、こうした非人道的な対応があるのが事実です。

・経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

厚生労働省ウェブサイト 外国人雇用対策より

日・インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づき平成20年度から、日・フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づき平成21年度から、日・ベトナム経済連携協定に基づく交換公文（平成24年6月17日発効）に基づき平成26年度から、年度ごとに、外国人看護師・介護福祉士候補者（以下「外国人候補者」という。）の受入れを実施してきており、これまでに3国併せて累計3,100人が入国してきました。（平成27年度の入国完了（平成27年7月26日）時点）

一人でも多く送り出し、日本の国家資格を取得して欲しいとの3国の期待が高い中、経済連携協定全体の円滑な実施のため、日本政府はこれまで、協定上の6ヶ月間の日本語研修の実施のみならず、受入れの運営について改善を行ってきており、厚生労働省では、受入れ施設における候補者の学習への支援の強化、国家試験の用語等の見直し、再チャレンジ支援、介護職員の配置基準の見直しなどを実施してきています。

1 経済連携協定に基づく受入れは、外国人の就労が認められていない分野において、二国間の協定に基づき公的な枠組みで特例的に行うものです。公正かつ中立にあっせんを行うとともに適正な受入れを実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（J I C W E L S）が唯一の受入れ調整機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんを依頼することはできません。

2 国内労働市場への影響を考慮して、年度ごとの受入れに際して、外国人候補者の年間の受入れ最大人数を設定してきています。

3 経済連携協定に基づき国家資格を取得することを目的とした就労を行う外国人候補者は、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修に従事します。外国人候補者と受入れ機関との契約は雇用契約であり、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を支払う必要があるほか、日本の労働関係法令や社会・労働保険が適用されます。

4 経済連携協定に基づく外国人候補者は、看護師・介護福祉士の国家資格を取得することを目的として、協定で認められる滞在の間（看護3年間、介護4年間）に就労・研修することになっています。

5 資格取得後は、看護師・介護福祉士として滞在・就労が可能です（在留期間の更新回数に制限無し）。

ドイツの移民は1950年代の人手不足による「ゲストワーカー」から始まり、イタリア、スペイン、ギリシアに次いで1961年にトルコとのあいだで移民協定が締結され、最盛期は年間100万人ちかくを受け入れていた。それが70年代のオイルショックで風向きが変わり、83年には帰国促進法を制定して定住化しつつある外国人を減らそうとしたがうまくいかず、現在は人口8000万人のドイツに約800万人の外国人が暮らしている(そのうちの半数がムスリムである)。

こうしたなか90年代にはネオナチによる外国人への襲撃事件が続発し、統合後は旧東ドイツで移民排斥を求める政党が地方政治に影響力を及ぼすようになった。「「極右」勢力は「移民は犯罪の温床」「生活保護を食い物にしている」と批判するが、『シュピーゲル』誌(2002年3月4日号)によれば、統計上はこうした主張には根拠がある。

「ドイツ人と外国人の犯罪率を比較すると、外国人による犯罪数は、全体の犯罪数の20パーセント(外国人法、難民手続き法違反を除く)と、人口比を考えればかなりの高率を占める(2000年の統計)」「生活保護の受給率は、ドイツ人受給者の割合が3パーセントなのに対し、外国人の場合は9パーセント。生活保護受給者全体に占める外国人受給者の割合は23パーセントに達する(97年)」

最大の問題は、ドイツ語を話せないトルコ系の子弟が増えていることだ。一般に、移民は二世や三世になるほど社会に同化していくが、ドイツでは逆にトルコ系移民の「分離」が進んでいる。一世は生きるために必死にドイツ語を覚えたが、いったん巨大なトルコ人コミュニティができあがると、ドイツ語をひと言も話さなくても生活できるようになるからだ。

ドイツ最大のトルコ人街のあるベルリン、クロイツベルク区では、普通義務教育の上級段階である基幹学校(ハウプトシューレ/10~14歳で、日本では小学校5年から中学2年にあたる)の外国人の中途退学率は20%を超え、大学進学希望者が学ぶギムナジウムへの外国人進学率は低下している。また前記『シュピーゲル誌』によれば、1999年にギムナジウム卒業試験(大学進学資格試験)に合格した生徒は、ドイツ人生徒の集団では25.9%だが、外国人生徒全体ではわずか9.7%しかいなかった。その一方で、義務教育を終えていない生徒はドイツ人生徒が7.9%に対し、外国人生徒は19.5%に達する。こうした教育水準の低さの原因は、ドイツ都市部の特定地区でトルコ人社会化が進行していることだ。

【ロンドン=小滝麻理子】英国は欧州連合(EU)から離脱すべきか、残留すべきか。6月23日の英国国民投票まで2カ月を切った。離脱派がEUの官僚体質への不満や移民問題を叫ぶ一方で、キャメロン政権ら残留派は経済的なメリットを説き、英世論は真っ二つに割れている。EU予算の半分以上は農業や域内の低所得国への補助に回る。抛出超過の先進国にEUからインフラ整備の予算が“下賜”される例もある。英国国民の目には欧州議会とEU官僚が権限と組織を肥大化させていると映る。…

… 流入が続く移民の問題でも、年間30万人強という純流入数を減らして英国国民の職を守り、福祉制度の「ただ乗り」を阻止すると訴える。欧州で移民やその子弟によるテロが相次いだことも離脱派に追い風となっている。これに対し残留派は経済的な打撃に焦点を当てたキャンペーンを展開。英財務省は18日、EU離脱は30年までに国内総生産(GDP)を約6%押し下げるという試算を公表。キャメロン首相は「EUに残れば、英国はより強く、より安全で、より豊かになれる」と訴える。…

¹⁴ 日本の主に経済やビジネスなどの書籍や雑誌、小説を出版している出版社であるダイヤモンド社が運営するビジネス情報サイト。

¹⁵ 日本の作家。本名は非公開。早稲田大学第一文学部卒業。元・宝島社の編集者。日本経済新聞で連載を持っていた。海外投資を楽しむ会創設メンバーの一人。2006年「永遠の旅行者」が第19回山本周五郎賞候補となる。デビュー作は経済小説の「マネーロンダリング」。投資や経済に関するフィクション・ノンフィクションの両方を手がける。

難民の大量流入の原因をつくったと批判されたメルケル首相は、「緊急事態に難民に優しくしたことを謝罪すべきだというなら、それは私の国ではない」と反論した。このようにドイツの「リベラル」ぶりは突出しており、その背景にナチス時代の暗い過去があることはしばしば言及される。それにしても人口8000万人の国で数十万人の難民の受け入れを覚悟するのは相当なことだ。日本との単純な比較は無意味だとしても、そこにはやはり見習うべきところがあるだろう。

だがその一方で、ヨーロッパにおいて移民が社会の軋轢を生んでいることも間違いない。「反移民」を唱えるのはハンガリーのような東欧の「極右」政権だけではない。世界でもっともリベラルな社会を実現したスウェーデンでは、2010年と14年の総選挙で「税金を納めない移民のただ乗りを認めるな」と主張する“極右”の民主党が第三党に躍進して衝撃を与えた。大麻も安楽死も合法で、「自由と自己決定権」を重視する世界でもっとも進歩的な国オランダでも、「イスラーム諸国からの移民受け入れ停止」を掲げる自由党が第三党となり、閣外協力ではあるものの政権の一翼を担っていた。国連の調査で「世界で一番幸せな国」(2014年)に輝いたデンマークでは、「ムスリムはヨーロッパ人の民族浄化を企んでいる」として非白人移民の国外追放を求める過激な国民党が政権の中枢に入り、いまでは「難民にとって魅力のない国」をアピールしている。

こうした国々がムスリム移民を警戒するのは、2005年にロンドンで地下鉄などの同時爆破事件が起きたイギリスや、記憶に新しいシャルリー・エブド襲撃事件のフランスの例があるからだろうが、2001年の米同時多発テロの実行犯のうち2人がハンブルク工科大学に在学していたように、ドイツもテロの脅威から無縁とはいえない。

ドイツの一般市民は、移民(外国人)についてどう思っているのだろうか。日本ではあまり知られていないものの、この問題の象徴が2010年に出版された『ドイツは自然消滅する (Deutschland schafft sich ab)』というベストセラーだ。著者のティロ・ザラティンはベルリン州政府の金融担当大臣を経てドイツ連邦銀行理事会のメンバーを務めた生粋のエリートだが、その主張は過激だった。ザラティンはさまざまな統計(なかには疑わしいと批判されたものもある)を根拠に、ムスリムの移民(主にトルコ系)はドイツ人やヨーロッパ諸国からの移民に比べて犯罪率が高く、生活保護に依存し、なおかつ出生率が高いと述べた。そのうえで、現在の移民政策をつづければ孫やひ孫の世代ではムスリムがドイツの主要民族となり、トルコ語やアラビア語が日常的に話され、女性はヒジャブ(ベール)をかぶり、ケルンの大聖堂はモスクに改築され、ひとびとは教会の鐘ではなくアザーン(イスラームにおける礼拝の呼びかけ)で時を知るようになるだろうと警告したのだ。

ザラティンは、イギリスにおけるインド、パキスタン、バングラデシュからの移民の教育達成度などのデータを示して、(同じインド大陸出身でも)ヒンドゥー教のインド系移民の子弟は、パキスタンやバングラデシュからのムスリムの移民の子弟よりも成績がいいと述べる。これはヨーロッパにおける“右派知識人”の典型的な論理で「自由や人権、民主政といった近代西欧社会の価値観とイスラームの価値観は共存できない」との主張は人種差別ではなく、“遅れた宗教”に対する啓蒙思想からの正当な批判なのだ。この論理によれば、ヨーロッパ社会に「同化」した移民は平等な人権(市民権)を保証されるが、そのためには、ムスリムは神を捨てなければならない。

ザラティンの本は発売直後からベストセラーになり、1年間で130万部を売り上げた。これはドイツでは、「第二次世界大戦後にもっとも多く読者を獲得した本のひとつ」だそうだ。ザラティンの主張は奇抜なものではなく、(『国家の品格』と同様に)ひとびとが漠然と感じていたことに“知的権威”を与えた。それがドイツで大きな社会現象となった理由だろう。

・フランスの同化、イギリスの多文化社会、ドイツが目指す統合

ダイヤモンド・オンライン 橘令 2015/11/5

「同化」は“近代発祥の地”フランスが典型で、「世界でもっとも美しい」フランス語を話し、自由・平等・友愛のフランス革命の理念を体得した者は、人種や出身地、宗教にかかわらずすべて「フランス人」の資格が与えられる。彼らの考えでは、「フランス」というのはヨーロッパの一角にある国民国家ではなく、グローバルで普遍的な理念そのものなのだ。そのためフランスの国籍法は、日本と同じく血統主義を基本にしているものの、二重国籍を認め、一定の条件を満たせばフランスで出生したり、居住しているだけの者にも積極的に国籍(市民権)を付与している。日本人の感覚ではちょっと理解できないが、世界じゅうが「フランス人」になることが、「フランスという(近代の)理念」の完成形なのだ。その結果、移民にも「完全なフランス人」になることが求められる。公立学校にヒジャブを着用して登校することが大きな社会問題になるのは、フランスの重要な理念のひとつであるライシテ(政教分離)に抵触するからだ。正しい近代人たる「フランス人」は、宗教はあくまでも私的な領域にとどめ、公的な場に持ち込んではいないのだ。

それに対して「多文化社会」はイギリス型で、移民政策というよりも移民の自由放任主義のことだ。「7つの海を支配する」といわれた大英帝国は世界じゅうに植民地を持っており、第二次世界大戦でその大半を失ったものの、植民地主義(帝国主義)に対する旧宗主国の道義的責任は残った。そのためイギリスは、インドや中近東、アフリカ、カリブ諸島、香港・シンガポールなどのかつての「帝国領」からの移民をほぼ無条件で受け入れた。これは日本における在日韓国・朝鮮人問題と同じ構図で、昨日までは「帝国の臣民」として徴兵や納税などの義務を課していたのに、今日からは別の国だといって外国人扱いすることはできないのだ。

こうしてロンドンなどの大都市には多様な移民が集まってきたが、戦後の混乱期に彼らを管理・統制する統一的な行政機構をつくれるわけもなく、チャイナタウンやインド人街のような移民の共同体が生まれるに任せた。「多文化社会」はこうした状況を前提に、移民たちの文化的・宗教的アイデンティティを保護しつつ、異なる文化が共生できる社会をつくるべきだという考え方だ。こうしてイギリスでは、ムスリムの子女のヒジャブ着用が禁止されることはなく、イスラーム教育を行なう自分たちの学校を持つことも認められた。移民は、母国と同じ環境で暮らすことができるのだ。

移民政策においては、一時はフランス型とイギリス型のいずれが優れているか議論されたこともあったが、最近の社会問題の噴出で明らかになったように、「同化」も「多文化社会」もうまくいかなかった。そこで出てきたのが「統合」の理念で、移民(マイノリティ)は文化的なアイデンティティを保ったまま、多数派社会の一員としての経済的・社会的・政治的生活を営めるようにすべきだという。要するに「同化」と「多文化社会」のいいとこ取りで、ドイツではこの「統合」が移民政策の根幹とされている。

アイオワ州とアリゾナ州で、トランプ氏の集会に参加したが、支持者が一番盛り上がったのは彼が「他の共和党の候補たちはウォール街から何千万ドルも選挙資金をもらってやがる」と攻撃する時だった。「そんなやつらが庶民のための政治をするはずがないだろう。でも、わたしは自分の持ち出しだ！」と言って喝采を浴びた。

米国では1980年代のレーガン政権以降、共和党が提唱する新自由主義経済が続いた。企業買収の自由化で資本の集中が進み、製造業の海外移転などで利益は拡大したが、国内労働者の仕事は失われた。この35年で富裕層の税率は5割から3割に下げられたが、最低賃金は伸びていない。格差は広がり、上位1%の金持ちが米国の富の半分を独占する事態になった。

格差是正政策を進めた共和党だが、その支持基盤は南部や中西部の郊外に住む低所得の白人キリスト教徒だった。彼らの票を得るため、共和党は彼らの価値を守ると公約してきた。つまり、人工妊娠中絶や同性婚の禁止、マイノリティーへの優遇制度や福祉の廃止、銃所持の権利護持、移民排斥、学校での進化論教育の禁止だ。ところが、公約は実現することがなかった。

なぜなら、彼らと逆の価値観を持つ非白人や非キリスト教徒、都市の住民の人口が増えているからだ。80年に83%もいた白人は現在62%。2043年には5割を切る。中絶も同性婚も銃規制も国民の過半数が支持している。共和党は何もしてくれない、と幻滅する支持者を、もともと共和黨員でないトランプ氏が横取りした。

マーケティングにたけたトランプ氏は、共和党が票集めのために薄めて売っていた非白人への「憎しみ」を濃度100%で提供した。貧しい白人の怒りの矛先をイスラム教徒や不法移民のメキシコ人、経済的に豊かな中国や日本に向けさせた。共和党内では白人の減少から党を救うために中南米系を取り込もうとし始めていたが、トランプ氏が台無しにしてしまった。

貧しい人々が大富豪に熱狂するのは不思議だが、作家カート・ボネガットがこう書いている。「アメリカは最も豊かな国だが、国民の大半は貧しい。彼らは自らをあざけり、成功者を称揚する」。敗者には何もやるなという競争主義のおかげで勝者は富と尊敬を独占してきた。だが、富の再分配を掲げる社会主義者バーニー・サンダース氏も、格差に苦しむ若者の支持を集めている。彼も民主党の部外者で、ヒラリー・クリントン前国務長官ら主流派を共和党と大差ないと批判している。サンダース氏とトランプ氏という左右両極から2大政党制が揺るがされている現状だ。

Cf. ポピュリズム/populism

1. 民衆の情緒的支持を基盤とする指導者が、国家主導により民主主義的政策を進める政治運動。民衆主義。
2. 政治指導者が大衆の一面的な欲望に迎合し、大衆を操作することによって権力を維持する方法。大衆迎合主義。

・人口減少下における望ましい移民政策（抜粋） 荻原里沙（慶應義塾大学）

独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト 2014/2/10

※ここで述べられている内容は執筆者個人の責任で発表するもので、当研究所の見解を示すものではありません。

… そのなかで、ひとつだけ明らかになったことは、高度な技術・技能を有し、受入国の標準語でのコミュニケーションが可能な人材を受け入れれば、経済成長を促進し、自国労働者の社会保障負担を軽減し、財政安定化にも寄与するということである。つまり、「いい移民(高度人材)なら受け入れるべき」という自明ともいえる結論である。したがって、このような高度人材を優先的に優遇して受け入れる動きは日本も含め各国で見られており、今後さらに高度人材の獲得競争は激化していくと推察される。

その一方、受入国に良い効果をもたらさない貧困移民を排除する動きも見られるようになっている。例えば、イギリスでは2014年の1月1日から貧困移民の流入を阻止する新措置法を実施する。その内容には、就労しない移民はイギリス入国から3ヶ月は社会保障の対象とならないこと、明確に就労できる証明がない場合、6カ月で社会保障サービスの提供を打ち切ること、新規移民は住宅手当の申請ができないこと、路上生活者や物請いをする移民は強制送還すること、最低賃金を支払わない雇用者には4倍の罰金を科すことが示されている。

また、アジア随一の豊かな国に成長したシンガポールも、2013年にこれまでの経済政策を開発優先から医療や福祉の充実へと大きく転換した。その背景には、外国人流入が貧富の差の拡大を助長しているという国民の不満がある。これまでシンガポールは、不足しがちな単純労働に従事する貧しい外国人を受け入れる一方、高額な金融資産を保有する外国人にも永住権を与えたい。こうした経済成長を最優先する与党の政策に対し、国民が“NO”を突きつけたのである。…

… ここで注目すべきは、看護、介護、家事・育児など、生産現場を海外移転できない労働集約的なサービスを移民に頼ろうとするケースである。つまり、外国人を受け入れた場合、その受け入れ方が永住を前提としない外国人労働者としてであろうと、永住を前提とする移民としてであろうと、外国人が結果的に永住者となる可能性があるということである。外国人が永住者ようになった場合には自国民と同様に高齢になるにつれてケアサービスへの需要が増すことから、ケア労働を移民に頼るという方法は問題を先送りしているだけに過ぎず、問題の根本的解決には至らない。また、労働集約的なサービスを安易に移民に頼るという政策は、当該分野の賃金を低水準に押しとどめることから労働生産性向上の阻害要因ともなる。

一方、選択的移民政策は、語学力のある高度な技術・技能を持つ移民を優遇するものであり、移民に関わる福祉や教育費を節約し、税金を納めてもらうことを狙う受入国にとって都合のいい政策である。この政策が新規の在留者に対してだけでなく、既存の在留者に対しても実施されることになった場合、受入国のエゴをより強く反映したものとなる。たとえば、労働力を供給し、税・社会保障料を支払い、社会に貢献できる高度人材であり続ける間はウェルカムであるが、高齢になり失業して社会保障を受給するようになった場合には母国に帰ってもらうという身勝手な政策の横行を招くだろう。

労働力不足や財政悪化の解決を目的とする移民政策は、移民と自国民との間で仕事の奪い合いや社会保障負担の押し付け合いといった利害の衝突を生じさせ、移民政策の失敗を招いているケースも少なくない。これは、もともと受入国が移民を自国民に悪影響を与えない存在という前提のもとで受け入れているからであり、そうした前提が崩れれば摩擦が起きるのは当然である。文化的背景が異なる移民であっても、自国民が就きたいと考える仕事を求めるだろうし、長く生活をしていけば家族を形成し、子どもを産み、高齢にもなる。…

… サーベイの結果、高度な技術・技能を有し、受入国の標準語でのコミュニケーションが可能な人材を受け入れることができれば、受入国の経済成長を促進し、自国労働者の社会保障負担を軽減し、財政安定化にも寄与するなどのよい影響をもたらすことが多くの研究で確認されていた。しかし、このような結果はわざわざ計測してみるまでもない自明のことである。そして、「いい移民ならば受け入れよう」とでもいうべき政策は受入国のエゴ以外の何ものでもない。おそらく、受入国にとって最も都合なのは、経済成長をもたらすような画期的な発明をしてくれる高度人材であり、自国民が就こうとしない低賃金労働に従事してくれる単純労働者であり、税金だけ納めてくれて社会保障は受け取らない働き盛りの若者である。自国民に対してこのような政策をとれるだろうか。つまり、「望ましい」移民政策とは、自国の不都合を他国からやってくる労働力に押しつけることなのである。

特に人口が減少していく日本においては、足りない労働力を移民に頼るべきという議論は根強い。しかし、それは低成長と少子高齢化によって生じた財政赤字を将来世代につけ回してきたのと同じ発想による問題の先送りに過ぎない。移民も日本国民である以上、日本で生活を始めれば同じ問題に巻き込むことになる。短期的な労働不足を補うために移民に頼ることは過去の歴史が物語るとおり、根本的な解決策にはならないのである。

もちろん、日本の社会保障にフリーライドしようとするだけの移民は受け入れるべきではない。しかし、日本での就労を望む外国人を排除する必要はない。先進諸国との制度上の整合性を保持すべく、現行の移民受け入れ制度を絶えず見直していくことが望ましい。そして、長期的な視野に立つ移民政策としては、国内事情とは無関係に、異質なものを排除するのではなく、それを受け入れ、共存するといった多文化共生の考え方を基本に据えるべきである。それは障害者や女性の活用 といった国内の問題と本質的には同じ性質のものだからである。

・社説 世界の安定へ重くなるG7の役割 日本経済新聞 5/29/2016 朝刊

首脳宣言は日本と欧州連合（EU）、米国とEUの間で進む大型の通商協定交渉とともに年内の合意を目指す方針を確認した。中国を念頭に鉄鋼の過剰生産能力の問題にも警鐘を鳴らした。

主要国の成長が鈍り、生活の向上を実感できない人が中間層でも増えている。反グローバリズムやポピュリズムの台頭に対抗し、自由な貿易を堅持する意志をG7が確認したのは重要だ。

租税回避地（タックスヘイブン）にあるペーパーカンパニーの所有者を特定するなど課税逃れの対策も進める。世界経済が抱える課題は刻々と変化している。G7は一般の人々の目線に立ち、刻々と変化する世界経済の課題を解決する先頭走者になる必要がある。

政治面では、緊急の課題であるテロや難民問題で協調をうたったが、難しい宿題が持ち越しになった。強硬な振る舞いを続けるロシアと中国にどう向き合い、責任ある行動を引き出していくかという問題だ。

参考資料

- ・マイロン・ウェイナー『移民と難民の国際政治』（1999）内藤嘉昭訳 明石書店
- ・トーマス・ハンマー『永住市民と国民国家』（1999）近藤敦訳、明石書店
- ・増谷秀樹『移民・難民・外国人労働者と多文化共生 日本とドイツ／歴史と現状』（2009）有志舎

- ・独立行政法人 労働政策研究・研修機構「移民流入により国内労働者の雇用が減少 政府諮問機関レポート」（http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_3/england_04.html）
- ・独立行政法人経済産業研究所 荻原里沙「人口減少下における望ましい移民政策」（<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/14j018.pdf>）

- ・入国管理局： 在留資格の取消（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/torikeshi.html>）
- ・厚生労働省： 国際協力 技能実習制度（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/global_cooperation/gaikoku/index.html）
- ・法務省「技能実習制度の現状」（2015）（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000120966.pdf>）
- ・厚生労働省： 外国人雇用対策（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/）

- ・日本経済新聞「揺れる英国 EU不満と期待 二分」（2016/5/24 朝刊）
- ・NHK ONLINE 解説アーカイブス「外国人介護士の受け入れ拡大」（2015/6/5）（<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/219474.html>）
- ・ダイヤモンド・オンライン 橘令「移民の統合に失敗したドイツが、それでも移民を受け入れる特殊な事情」（2015/11/5）（<http://diamond.jp/articles/-/81154>）